

# 組織の概要

令和5年7月1日現在

身延町社会福祉協議会

## ◎ 身延町社会福祉協議会とは

社会福祉協議会は地域福祉の推進を目的とする社会福祉法人です。

身延町社会福祉協議会は平成 16 年 9 月 13 日に旧下部町社会福祉協議会、旧中富町社会福祉協議会、旧身延町社会福祉協議会が合併し、「身延町における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ること（定款第 1 条）」を目的として設立されました。

## ◎ 身延町社会福祉協議会の組織

会 長；1 名

副会長；2 名

役 員；理事 13 名（会長・副会長を含む）

監事 2 名

評議員；15 名

会 員；身延町に居住する者、並びに本会の趣旨に賛同して入会した者  
（会員規程第 2 条）

職 員；48 名（兼職あり）

（雇用契約形態別；正規 10 名、臨時 3 名、パート 16 名、  
登録ヘルパー 18 名、派遣 1 名）

事務局体制

事務局長 1 名

事務局次長 1 名

総務担当・地域福祉推進担当 4 名、生きがい広場担当 12 名

デイサービス事業担当（休止）、訪問介護事業担当 3 名、登録ヘルパー 18 名、

居宅介護支援事業担当 1 名、配食担当 12 名、福祉バス担当 3 名

## ◎ 身延町社会福祉協議会が行う事業（定款 第 2 条）

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) (1) から (3) のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (6) 共同募金事業への協力
- (7) 居宅介護支援事業の経営
- (8) 老人デイサービスセンターの経営

- (9) 生きがい活動支援通所事業
- (10) 障害福祉サービス事業の経営
- (11) 心配ごと相談事業
- (12) 生活福祉資金貸付事業
- (13) 社会福祉金庫貸付事業
- (14) 福祉サービス利用援助事業
- (15) その他この法人の目的達成のため必要な事業

◎ 身延町社会福祉協議会の予算及び決算

予算；事業計画に基づき毎会計年度開始前に会長において編成し、理事総数の承認を経、原則として評議員会の議決を得なければならない。

決算；毎会計年度終了後、会長が作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

会計年度；毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

◎ 役員及び評議員の定数

理事；6名以上14名以内

監事；2名

評議員；7名以上15名以内

◎ 役員及び評議員の任期

理事及び監事；選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで

(令和5年6月～令和7年6月)

評議員；選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで

(令和3年6月～令和7年6月)

◎ 事務所・事業所の所在地

山梨県南巨摩郡身延町波木井 272-1 (身延福祉センター内)

◇法人本部 ◇身延生きがい広場 ◇訪問介護事業所 ◇居宅介護支援事業所

山梨県南巨摩郡身延町切石 117-1 (中富すこやかセンター内)

◇中富デイサービスセンター (休止)

山梨県南巨摩郡身延町常葉 1093 (下部保健福祉センター内)

◇下部生きがい広場

# 事業の概要

令和5年4月1日現在

身延町社会福祉協議会

## 【身延町受託事業】

### 心配ごと相談事業（法律相談）

目的；各種相談に応じ、住民の生活の安定と安心を支えることを目的とし、専門的な見地による相談事業環境の充実を図る。

開催場所：身延福祉センター

開催日時：毎月の第4水曜日 午後2時から4時  
(1回の相談は4人まで 1人30分以内)

相談員：弁護士：山梨県弁護士会に委託

### 配食サービス事業

目的；在宅の一人暮らしや虚弱高齢者世帯等に対し、食事を提供。生活の質の確保と自立を図り、併せて安否の確認を行う。

受託業務；「配達」「配食車の運転」「配食車の運行管理」  
「利用者と調理施設との連絡調整」等

サービスの対象；65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、老衰、傷病等の理由により食事の調理が困難な者

費用負担：1食500円

(生活保護法の適用者及び住民税・所得税の非課税世帯 1食300円)

利用；利用者1人当たり1日に1食、  
月～金曜日（祝日・12月29日～1月4日を除く）  
下部・中富地区は昼食、身延地区は夕食を提供

調理の委託；下部・中富地区 まもかーる  
身延地区 身延山福祉会

利用の手続；町において行う。

申請受付⇒審査⇒利用の決定⇒決定通知⇒社協へ連絡⇒利用開始

### 生きがい活動支援通所事業（生きがい広場）

目的；高齢者の生きがいと社会参加を促進するため、高齢者等に対し通所による各種のサービスを提供し、社会的孤立感の解消と自立生活の助長及び要介護状態になることの予防を図る。

受託業務；生活指導、日常動作訓練、趣味・創作活動、入浴サービス、給食サービス、健康チェック、利用者の送迎、その他目的達成に必要なこと

サービスの対象；おおむね 60 歳以上の高齢者等

費用負担：1 回につき 200 円（入浴・送迎・諸費用を含む）

給食 1 食 400 円 創作活動等の原材料 実費

開所日：月～金曜日（祝日・12 月 29 日～1 月 4 日を除く）

利用の手続き：町において行う

申請受付⇒調査⇒サービス提供会議⇒利用決定⇒決定通知  
⇒社協へ連絡⇒利用開始

### 家族介護者交流事業

「在宅介護者の集い」

対象：在宅において介護認定を受けた者の介護をしている介護者

（介護を受けている方、介護経験者、介護職従事者、介護に関心のある方を対象者としている。）

目的：交流事業に参加することにより、介護者の家族同士が日頃の悩み等、何でも気軽に話ができる場を設け、少しでも心が軽くなるよう心身のリフレッシュを図る。

### 介護予防事業

対象：日頃は運動等をしていない方、運動不足を感じている方、やる気はあるが一人ではできないという方など。

目的：皆で楽しく軽運動をして普段から体を動かす習慣を身に着け、高齢になっても健康で生き生きした生活を送ることができるよう支援する。

内容；軽運動教室 年 21 回開催

ウォーキング 年 1 回開催

### ホームヘルプサービス事業

日常生活上の援助を行い、要介護状態にならないよう支援する。

### 移動支援事業

野外での移動が困難な障がい者（児）に対し、外出のための支援を行う。

### 養育支援事業

支援が特に必要と認められる児童及びその養育者の家庭を訪問し、家事援助を行う。

### 生活支援体制整備事業

地域住民等が連携して高齢者等の日常生活を支援するための仕組み（体制づくり）を創ることを目的とする事業

第1層地域支え合い協議会は、町のコーディネーターが町全体の生活支援を推進

第2層地域支え合い協議会は、社協のコーディネーターが3地区の生活支援を推進

## 【身延町補助事業】

### 地域福祉推進事業

#### 「助成金」

小地域福祉活動助成金；地域福祉推進のための地域行事・住民による福祉活動に要する経費の一部を助成する。

### ボランティアセンター事業

#### 「声の広報」

広報みのぶ（毎月発行）、みのぶ議会だより（年4回発行）、社協だより（年2回発行）、ボランティア情報誌（年6回発行）をテープに録音して、目の不自由な方や寝たきりの方などに届ける。

#### 「ボランティア情報誌」

ボランティア登録、ボランティアのマッチング、福祉用具等の譲受などの情報発信

#### 「助成金」

ボランティア団体への助成

#### 「ボランティア普及協力校事業」

小中学校に出向いて、ボランティア活動の紹介や福祉教育の推進に努める。

### 福祉バス運行事業

門野の湯への送迎、福祉のまちづくりのための事業・研修等に使用するためのバスを運行する。

## 【山梨県社協受託事業】

### 生活福祉資金貸付事業

低所得世帯をはじめ障がい者、高齢者等の経済的安定、生活意欲の助長を目的に低利又は無利子で資金を貸し付ける制度

県社協が実施主体となり、申込受付や生活全般にかかる総合相談、償還等の業務を町社協が受託している。

#### 《資金貸付決定までの流れ》

借入希望者が民生委員・社協に相談



社協にて面談・調査



借入希望者が社協に申請（民生委員の調査書添付）



町社協が県社協に申請書を提出



貸付決定（通常2～3ヶ月）

### 日常生活自立支援事業

実施主体；県社会福祉協会

窓口業務；町社会福祉協議会

対象者；認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等で、判断能力が不十分な方

援助の内容；福祉サービスの利用援助等

福祉サービス（福祉サービスにかかわる手続き、利用料の支払い、行政手続き援助、制度の説明、賃借契約・消費契約等）

日常的金銭管理サービス（預貯金の出し入れ、公共料金等の支払い、治療費の支払い等）

書類等の預かりサービス（通帳・印鑑・権利証・年金証書の保管等）

基幹的社協；3町（身延・早川・南部）の新規利用者の契約業務等

## 【共同募金】

### 〈募金〉

社会福祉法第 112 条から 124 条までの規定に基づき毎年実施  
厚生労働大臣が定める期間内（10 月 1 日から 3 月末日）に限って都道府県の区域を  
単位として行う寄付金の募集。

### 〈身延町で行っている募金〉

家庭募金：町内の全世帯に呼び掛けて行う。1 世帯 500 円。

街頭募金：役場本庁敷地内に設置した自動販売機の売上げの一部が募金される。

大口・事業所募金：町内事業所訪問。

地域募金：町内の施設、各種団体、小学校児童会、中学校生徒会、保育園、托鉢など

## 【共同募金配分金事業】

### 地域社会福祉事業

みのぶまつり開催；事業紹介、社会福祉功労者等表彰 など

### 安心・安全なまちづくり事業

災害対策事業；災害ボランティアセンター設置訓練、設備の充実など

### 地域活動事業

社協だよりの発行；年 2 回発行（8 月・3 月）

ボランティアだよりの発行；ボランティア情報誌 年 6 回発行

福祉教育推進費の交付（保育園・小学校・中学校）

### 小地域福祉活動

小地域福祉活動助成金；地域福祉推進のための地域行事・住民による福祉活動に要する  
経費の一部を助成

#### 歳末たすけあい援護事業

歳末たすけあい援護金；生活困窮のため支援を要する世帯に対して援護金を配分

受付期間；10月1日～10月31日

配分の時期；12月

対象世帯；身延町内に住所を有し、収入が少なく、世帯全員の町県民税が非課税で支援を必要とする世帯又は民生委員児童委員が、生活困窮により支援を必要と確認した世帯。（生活保護の受給世帯を除く。）

### 【介護保険事業】

#### 指定居宅介護支援事業所の経営

介護支援専門員（ケアマネージャー） 1名

ケアプランの作成・行政やサービス事業者等との連絡調整・モニタリングなどの在宅で生活していくための支援を行う。

#### 指定訪問介護事業所の経営

訪問介護サービス（生活援助・身体介護）を提供する。

#### 指定地域密着型通所介護事業所（中富デイサービスセンター）の経営

通所介護サービスを提供する。

定員；1日18名

営業日；週5日（月曜日～金曜日）

休業日；（土曜日・日曜日、12月29日～1月3日）

サービス提供時間；9時30分～16時00分

※ 令和5年4月1日から2年間休止

### 【障害福祉サービス事業】

#### 居宅介護事業所の経営（居宅介護・重度訪問介護・行動援護）

障害者総合支援法に基づき、必要な障害福祉サービスを提供する。

## 【その他事業】

### 社会福祉金庫貸付事業

緊急一時的に生活困難となった身延町内に居住する世帯に対し、無利子で資金を貸し付けることにより、経済的自立を図る。

貸付限度額：10万円

提出書類：「社会福祉金庫借入申込書」「民生委員意見書」「社会福祉金庫借用書」  
「借入者並びに保証人の印鑑証明」

保証人：町内に住所を有する者1名

貸付期間：1年以内

償還方法：月賦、半年賦、一括

貸付の基準：借入希望に至った要因が緊急一時的なものである。

貸付により経済的自立が期待できる。

使途が当面の生計維持に充当される。

保証人に返済能力がある。

### 関係団体の事務局

すこやかクラブ、身体障がい者福祉会

### いきいき山梨ねんりんピック

予選会を兼ねた大会を開催する。

### フードバンク

フードドライブの実施、地域で集めた食品をNPO法人フードバンク山梨に届ける。

### エコキャップ運動

ペットボトルのキャップを回収し、リサイクルの促進・CO2の削減・発展途上国の医療支援・高齢者雇用促進に協力する。